

運転日誌・アルコール検査確認結果記録表（記載例）

安全運転管理者は法により少なくとも

ア 酒気帯びの有無の確認をした内容の記録

イ 運転日誌

をほぼ毎日、作成して保管しなければなりません。（道路交通法施行規則第9条の10）

運転日誌・アルコール検査確認結果記録表									
令和6年4月1日(月)		運転車両		7894		運転者		鈴木和夫	
点呼	点呼の時間 点呼実施者	健康状態	服装	免許証 現物確認	点呼時の指示事項				
	9:05 山田	○	○	○	大雨警報が発令されているので、冠水危険 個所の山の手通りは通行しないこと				
車両点検	ブレーキ	タイヤ	灯火類	燃料	走行 距離	出発時 メーター	帰着時 メーター	走行距離	
	○	○	△	○		15250	15315	65	
運行 状況	出発時間	帰着時間	運行目的		目的地		特記事項		
	9:15	16:45	ルート営業		千葉市中央区		ブレーキランプの玉切れを 発見したので 交換		

点呼は規則の5

交代運転者が必要な場合はここで指示規則の3

異常気象時の措置は規則の4

安全運転指導は規則の9

運転中に意識を失うおそれがないか確認

免許現物確認で免停等でないことを確認

運転開始、終了時間、運転距離等は規則の6

車両点検は道路運送車両法47条の2

悩みやメンタルの異常は服装に出やすい

注1：網掛け部分は管理者が記載すること

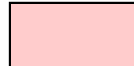
注2：この表の「規則の○」とは道路交通法施行規則第9条の10の各項（安全運転管理者の業務）を指す

注3：このページと次ページの「運転日誌・アルコール検査確認結果記録表」は一般社団法人 千葉県安全運転管理協会が作成したものです。（法律で定められた様式はありません。）

確認方法の凡例

A～対面で確認

B～非対面で確認



部分は管理者が記載すること。

※ 対面、非対面に関わらず目視等の確認は必ず実施すること。

※ 非対面で確認した場合は特記事項欄に具体的確認方法を記載すること。

	確認者	確認時間	確認方法	酒気帯びの有無	検知された数値	指示事項・確認方法などの特記事項
出発時	山田	9:00	A	なし	0.0	<input type="checkbox"/> 特記事項なし 社用車で直帰したため自宅到着時に携帯検査機器の検知結果を報告させるとともに、顔写真を送信させた。
帰着時	山田	17:30	B	なし	0.0	

	確認者	確認時間	確認方法	酒気帯びの有無	検知された数値	指示事項・確認方法などの特記事項
出発時						<input type="checkbox"/> 特記事項なし
帰着時						

「酒気あり」の結果が出た場合は、運転を禁止するとともに、酒気帯び運転をした事実がある場合は警察に通報する等の措置をとること。また、その経過を記載すること。